

ゲームの高額課金、注意

子どもがスマートフォンやゲーム機などのオンラインゲームで高額な課金をしたとの相談が多く寄せられています。

▼小学校低学年の孫が、私のタブレットでオンラインゲームに課金していた。タブレットにカードなどの決済につながる情報は入っていないが、同期している私のスマホ内のカード情報を利用して課金できてしまったと思われる。孫は課金をしたと認識できていない。(70代)

▼高校生の息子が、ゲーム機の私のアカウントでオンラインゲームに課金していた。ゲーム機に残っていた私のクレジットカード情報にパスワードの設定をしていなかったため、利用できてしまったようだ。(40代)

未成年者が保護者など、法定代理人の同意なく結んだ契約は、原則取り消すことができます。ただし、子どもが成年であると偽って申し込みをしたり、大人アカウントを利用して課金したりした場合には、業者が未成年の利用とは判断してくれない場合もあります。

オンラインゲームの利用については、日頃から家族間で、その仕組みについて一緒に確認したり、課金などのルールを決めたりしておきましょう。

保護者は、料金体系や決済方法を十分に把握して、日頃から決済完了メールや利用明細には注意を払いましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。